

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

平成29年 9月 1日

釧路市長 蝦名大也

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 事業名 釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業

(2) 事業概要

釧路市では、災害時の通信手段の確保として、通常使用も兼ねた移動系防災行政無線（アナログ式）をまた運用しているが、今般、平成29年度に移動系防災行政無線（アナログ式）の更新することとし、通信基盤が整備されており、災害時においても安定して通信可能な「IP無線機」を導入する事業を行う。

(3) 事業内容 別添資料「釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業仕様書」のとおり

(4) 契約期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日

(5) 導入機器

ア 機器台数 150台（携帯型 IP 無線機105台、車載型 IP 無線機45台）

イ 機器借上（リース又はレンタル）期間 平成30年1月1日～平成34年12月31日

2 契約上限額

(1) 通信費（1台1月あたり） 2,376円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2,376円×150台×60か月＝21,384,000（概算）

(2) 借上料（1月1台あたり） 2,635円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2,635円×150台×60か月＝23,715,000円

(3) 事務手数料（1台あたり） 3,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3, 240円×150台=486, 000円

3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

公募型プロポーザル方式に参加する業者は、下記に示す条件をすべて満たし、社会的信用及び実績を有するものであること。

- (1) 平成29・30年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され、「事務用機器」または「産業機械」業者として登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 本市から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 他自治体において当該事業の導入実績があること。

4 担当部署

釧路市総務部防災危機管理課

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地

電話 0154-31-4207

FAX 0154-23-5180

Email bo-bousai@city.kushiro.lg.jp

5 参加表明書の提出等

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び関係書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

①参加表明書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

イ 提出期間

平成29年9月7日（木）午後5時まで

※持参による受付は土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

「4 担当部署」に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、電子メール及びファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出する期間内に提出先に必着のこと。

- (2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、「4 担当部署」においてこの告示の日から配付する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。
- (3) 参加表明書及び関係書類を提出期限までに提出しなかった者は、本プロポーザル（以下「本件」という。）に参加することができない。
- (4) 提出された参加表明書及び関係書類により参加資格の審査を行い、審査結果を別途通知する。

6 企画提案書の提出等

- (1) 「5 参加表明書の提出等（4）」の参加資格の審査により参加資格を有すると認められた者には、企画提案書の提出要請を行う。

ア 提出書類

- ①企画提案申込書（様式第4号）
- ②企画提案書
- ③その他必要な書類

イ 提出期間

平成29年9月12日（火）から平成29年9月22日（金）午後5時

※受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

「4 担当部署」に同じ

エ 提出方法

①持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、電子メール及びファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出する期間内に提出先に必着のこと。

②提出部数については正本1部、副本11部とする。

- (2) 公募型プロポーザル方式企画提案書に関する書類は「4 担当部署」において配布する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。
- (3) 提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーション審査並びにヒアリング審査（以下

「審査」という。)を行う。なお、審査の日時、場所等は別途通知する。

(4) 審査に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

7 最良の提案をした事業者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした事業者（以下「最良提案者」という。）を選定する。

8 契約の締結

選定結果に基づき、釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業公募型プロポーザル審査委員会が選定した最良提案者と協議し、契約を締結する。

9 その他

(1) 最良提案者を選定したときは、最良提案者及び評価点数を公表するものとする。

(2) 書類提出にあたっての留意事項

ア 提出書類についての作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後の問い合わせ、書類等の追加・修正は原則として応じない。

エ 提出された書類の返却は行わない。

(3) 詳細は、別添「釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業公募型プロポーザル方式実施説明書」による。

※ 本告示についての問い合わせ先

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地

釧路市総務部防災危機管理課

電話 0154-31-4207